

平成28年度第2次補正予算
小規模事業者持続化補助金<追加公募分> 公募のご案内
(横浜商工会議所)

1. 事業概要

小規模事業者が行う販路開拓等の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」の追加公募が4月14日より開始されました。

今回は、小規模事業者の事業承継に向けた取組を促進させるとともに、後継者候補が積極的に行う補助事業の取組を重点的に支援することを目的としています。

申請にあたりましては、これまで同様、事前に商工会議所での申請書類の確認を受けることが必須となるほか、全申請者について経営者の年齢確認書類が必要となり、また満60歳以上の事業者については商工会議所の経営指導員と共に作成した「事業承継診断票」を添付することが求められています。

○補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限：50万円

詳細については、下記公募要領よりご確認ください。

(公募要領等掲載) URL：<http://h28.jizokukahojokin.info/tsuika>

<日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局>

2. 補助対象者

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者。

3. 公募期間

○受付開始：平成29年4月14日(金)

○受付締切：平成29年5月31日(水)(締切日当日消印有効)

補助事業の完了期限：平成29年12月31日(日)

4. その他

当所にて「事業支援計画書」(様式4)および「事業承継診断票」(様式6)の作成・交付を行うにあたり、相応の時間が必要となりますので、記載事項や必要書類に不備がないようよくご確認のうえ、日本商工会議所の受付締切の一週間前となる**平成29年5月24日(水)17時まで**に、下記窓口まで申請書類のご提出をお願いします。

なお、上記期間を過ぎてからの申請書類のご提出につきましては、「事業支援計画書」(様式4)および「事業承継診断票」(様式6)の作成・交付が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

<お問い合わせ先>

横浜商工会議所 中小企業相談部

中小企業経営相談センター(横浜市西区北幸1-4-1 横浜天理ビル3階)

○東部支部担当(鶴見区・中区・西区)

TEL 045(620)3424

○西部支部担当(保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区・戸塚区・栄区・泉区)

TEL 045(620)3401

○南部支部担当(南区・港南区・磯子区・金沢区)

TEL 045(620)3413

○北部支部担当(神奈川区・港北区・緑区・青葉区・都筑区)

TEL 045(620)3442

本部(横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8階)

○運営企画担当

TEL 045(671)7450